

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で兼業農家を営んでいた申立人らについて、持病、身体障害及び家族の別離等を理由に避難慰謝料が月3割から6割増額されるとともに、自宅土地建物等につき、周辺の放射線量の高さ、周辺施設やインフラの復旧状況に加え、除染状況・農業用水源の汚染・申立人らの年齢等から、申立人らの農業再開は不可能であることを考慮して全損と評価された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成25年5月21日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いが無い別紙記載の損害項目及び期間について、和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金16,461,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成25年7月3日

（仲介委員 鈴江辰男）

別紙

申立人X1について 平成〇〇年（東）第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用			
避難・帰宅等にかかる費用相当額	平成24年6月1日～平成26年5月31日（24ヶ月分）	437,000円	一時帰宅費用を含めた避難・帰宅等にかかる費用相当額
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	平成24年6月～平成26年5月（24ヶ月分）	2,400,000円	
精神的損害（滞在者慰謝料）			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害		4,900,000円	
その他		110,000円	水道ポンプ修理費
一部和解合計額①		7,847,000円	

未精算の仮払補償金②	
支払額（①－②）	7,847,000円

別紙

申立人X2について 平成〇〇年（東）第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用			
避難・帰宅等にかかる費用相当額	平成24年6月1日～平成26年5月31日（24ヶ月分）	437,000円	一時帰宅費用を含めた避難・帰宅等にかかる費用相当額
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	平成24年6月～平成26年5月（24ヶ月分）	2,400,000円	
精神的損害（滞在者慰謝料）			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解合計額(①)		2,837,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,837,000円

別紙

申立人X3について 平成〇〇年（東）第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用			
避難・帰宅等にかかる費用相当額	平成24年6月1日～平成26年5月31日（24ヶ月分）	437,000円	一時帰宅費用を含めた避難・帰宅等にかかる費用相当額
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	平成24年6月～平成26年5月（24ヶ月分）	2,400,000円	
精神的損害（滞在者慰謝料）			
就労不能損害	平成24年6月～平成26年2月（21ヶ月分）	2,940,000円	
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解合計額(①)		5,777,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	5,777,000円

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で兼業農家を営んでいた申立人らについて、持病、身体障害及び家族の別離等を理由に避難慰謝料が月3割から6割増額されるとともに、自宅土地建物等につき、周辺の放射線量の高さ、周辺施設やインフラの復旧状況に加え、除染状況・農業用水源の汚染・申立人らの年齢等から、申立人らの農業再開は不可能であることを考慮して全損と評価された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及びX3と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

(1) 申立人X1

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 日常生活阻害慰謝料・定額分（平成24年6月1日～平成26年5月31日）
- イ 日常生活阻害慰謝料・増加分（平成23年3月11日～平成25年11月30日）
- ウ ペット喪失慰謝料
- エ 財物損害・別紙物件目録記載の建物1
- オ 財物損害・別紙物件目録記載の土地1及び2
- カ 財物損害・墓地修理費用
- キ 財物損害・家財
- ク 避難・帰宅等にかかる費用相当額（平成24年6月1日～平成26年5月31日）
- ケ その他・水道ポンプ修理費用
- コ 本件和解仲介に関する弁護士費用

(2) 申立人X2

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 日常生活阻害慰謝料・定額分（平成24年6月1日～平成26年5月31日）
- イ 日常生活阻害慰謝料・増加分（平成23年3月11日～平成25年11月30日）
- ウ 避難・帰宅等にかかる費用相当額（平成24年6月1日～平成26年5月31日）
- エ 本件和解仲介に関する弁護士費用

(3) 申立人X3

申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 避難費用・通信費増加費用（平成23年3月11日～平成23年7月31日）
- イ 日常生活阻害慰謝料・定額分（平成24年6月1日～平成26年5月31日）

- ウ 日常生活阻害慰謝料・増加分（平成23年3月11日～平成24年12月31日）
- エ 財物損害・別紙動産目録記載の農機具
- オ 財物損害・別紙物件目録記載の建物2
- カ 避難・帰宅等にかかる費用相当額（平成24年6月1日～平成26年5月31日）
- キ 就労不能損害（平成24年6月1日～平成26年2月28日）
- ク 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

(1) 申立人X1

被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が326万18471円であることを認める。

（内訳）

ア 日常生活阻害慰謝料・定額分	240万0000円
イ 日常生活阻害慰謝料・増額分	198万0000円
ウ ペット喪失慰謝料	10万0000円
エ 財物損害・別紙物件目録記載の建物1	1377万1723円
オ 財物損害・別紙物件目録記載の土地1及び2	626万9695円
カ 財物損害・墓地修理費用	5万0000円
キ 財物損害・家財	655万0000円
ク 避難・帰宅等にかかる費用相当額	43万7000円
ケ その他・水道ポンプ修理費用	11万0000円
コ 本件和解仲介に関する弁護士費用	95万0053円

(2) 申立人X2

被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が496万1510円であることを認める。

（内訳）

ア 日常生活阻害慰謝料・定額分	240万0000円
イ 日常生活阻害慰謝料・増額分	198万0000円
ウ 避難・帰宅等にかかる費用相当額	43万7000円
エ 本件和解仲介に関する弁護士費用	14万4510円

(3) 申立人X3

被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が1134万1550円であることを認める。

（内訳）

ア 避難費用・通信費増加費用	4万4116円
イ 日常生活阻害慰謝料・定額分	240万0000円
ウ 日常生活阻害慰謝料・増額分	66万0000円
エ 財物損害・別紙動産目録記載の農機具	95万4985円
オ 財物損害・別紙物件目録記載の建物2	357万5113円
カ 避難・帰宅等にかかる費用相当額	43万7000円
キ 就労不能損害	294万0000円
ク 本件和解仲介に関する弁護士費用	33万0336円

3 支払方法

（省略）

4 清算事項

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、

以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。但し、第1項(1)ク、コ、同(2)ウ、エ及び同(3)ア、カ、キ、クについては、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月21日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 鈴江辰男)